

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第644号

2014年(平成26年)4月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号))に係る事務、障がい者の虐待防止に関する事、障がい者福祉手当及び重度心身障がい者介護手当その他在宅障がい者の支援に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事、児童扶養手当に関する事、乳幼児の予防接種に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)3月31日付けで諮問(第644号)された住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号))に係る事務、障がい者の虐待防止に関する事、障がい者福祉手当及び重度心身障がい者介護手当その他在宅障がい者の支援に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事、児童扶養手当に関する事、乳幼児の予防接種に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目

的外に提供する必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

臨時福祉給付金事業は、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられることに伴い、平成25年10月1日の「消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応」閣議決定及び平成25年12月5日の「好循環実現のための経済対策」閣議決定により、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として国全体で総額3,000億円の臨時福祉給付金(以下「給付金」という。)の給付措置が平成26年度限定で市町村において実施されることになった。

これを受け、本市においても福祉総務課が担当課となり、平成26年度に国から補助金を受け、対象となる市民に給付金を支給する予定となっている。

給付金の支給要件は平成26年1月1日において本市に住民登録がされており、平成26年度の市県民税(均等割)が課税されていない者になるが、次に掲げる事項に該当する者は該当しない。

ア 市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等

イ 生活保護制度内で対応される受給者等

支給額は1人10,000円となり、老齢年金受給者等には5,000円が加算される。

この事業の実施にあたっては事前に支給要件及び加算要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ正確な支給が求められており、事務を担当する福祉総務課ではその取扱権限がないため、各関係課が管理する情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課

福祉総務課

イ 目的外利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、性別、住民日、世帯主名、住民届出日、異動事由、異動日、転出先住所

平成26年1月1日に本市に住民登録をしている者及び給付金決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

事務の名称 住民基本台帳に関すること

(イ) 生活保護法に基づく受給者

住所、氏名、生年月日、性別

平成26年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成26年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成2

6年1月2日から3月31日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

事務の名称 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関すること

- (ウ)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

住所, 氏名, 生年月日, 性別

平成26年1月1日時点で支援給付を受給している者, 平成26年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成26年1月2日から3月31日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 福祉総務課

事務の名称 部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)

- (エ)障がい者のうち, 養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者

住所, 氏名, 生年月日, 性別, 措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障がい者の虐待防止に関すること

- (オ)高齢者のうち, 養護者から虐待を受けたことにより, 入所等の措置がとられている者

住所, 氏名, 生年月日, 性別, 措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 高齢者支援課

事務の名称 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関すること

- (カ)児童扶養手当受給者

住所, 氏名, 生年月日, 性別

平成26年1月分の手当受給者

所管課 子育て給付課

事務の名称 児童扶養手当に関すること

- (キ)障がい児童福祉手当受給者・特別障がい者手当受給者

住所, 氏名, 生年月日, 性別

平成26年1月分の手当受給者

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障がい者福祉手当及び重度心身障がい者介護手当その他在宅障がい者の支援に関すること

- (ク)福祉手当(経過措置分)受給者

住所, 氏名, 生年月日, 性別

平成26年1月分の手当受給者

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障がい者福祉手当及び重度心身障がい者介護手当  
当その他在宅障がい者の支援に関すること

(ケ) 予防接種法に基づく健康被害救済給付金受給者

住所、氏名、生年月日、性別

平成26年1月分の手当受給者

所管課 子ども健康課

事務の名称 乳幼児の予防接種に関すること

ウ 個人情報を利用させることの必要性について

給付金の支給事業に必要な個人情報については、各関係課が所有している情報であり、福祉総務課では取扱権限を有していない。しかし、この事業については「消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応について」の閣議決定及び「好循環実現のための経済対策について」の閣議決定により実施が決定され、平成26年2月6日には国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく、国全体で実施される事業であり、事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから、福祉総務課で各関係課が所有する情報を利用できるようにする。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

給付事業の対象者は約62,000人と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取り扱いについて

各課での安全対策について

各課から福祉総務課に提供するデータのうち、上記(2)イの(ア)(イ)、(カ)～(ケ)のデータについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。上記(2)イの(ウ)～(オ)のデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受け渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体(USBメモリを予定)を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」,「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し, 個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2014年(平成26年)4月から2015年(平成27年)3月まで

(6) 提出資料

- ア 別紙1 支給対象者及び加算対象者について
- イ 資料1 「消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応」閣議決定(抄)
- ウ 資料2 「好循環実現のための経済対策」閣議決定(抄)
- エ 資料3 臨時福祉給付金支給要領
- オ 資料4 臨時福祉給付金の申請の流れ
- カ 資料5 臨時福祉給付金給付管理システム構成図
- キ 資料6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は, 次に述べる理由により, 審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

給付金の支給事業に必要な個人情報については, 各関係課が所有している情報であり, 福祉総務課では取扱権限を有していない。しかし, この事業については「消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応について」の閣議決定及び「好循環実現のための経済対策について」の閣議決定により実施が決定され, 平成26年2月6日には国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく, 国全体で実施される事業であり, 事業の目的からも迅速で正確な支給を求められている。

以上のことから判断すると, 目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

給付事業の対象者は約62,000人と想定しており, 通知すべき相手が多数で, 通知する費用や事務量が過分に必要となり, 本市の事務処理に著しい支障が生じる。なお, 実施機関の説明によると, 本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る, とのことである。

以上のことから判断すると, 目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上



